

湖西市農業委員会議事録（11月）

招 集 年 月 日	令和 6 年 11 月 15 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		11 月 15 日(金) 午後 2 時 00 分				議長		山本 敬博	
	閉 会		11 月 15 日(金) 午後 2 時 45 分				議長		山本 敬博	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	○				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	○				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会 議 録 署 名 委 員	7 番		松井 栄二				8 番		鈴木 真聡	
職務のため出席 した者の職氏名	局 長		木下 靖義				次 長		吉田 善行	
	副主任		朝倉 麻貴							
会 議 に 付 し た 事 件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 46 号 非農地証明願について 議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 30 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 31 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 6 年 11 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会していただきます。

出席委員数は、定数 14 人のところ 14 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 こんにちは。忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから湖西市農業委員会 11 月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

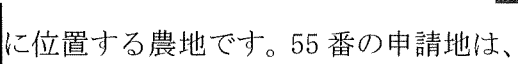
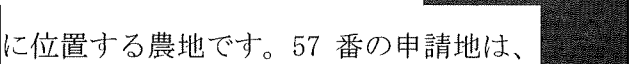
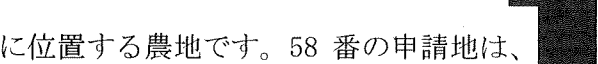
(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 7 番の松井栄二委員、8 番の鈴木真聡委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 44 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 説明の前に議案書の修正があります。資料 3 ページをご覧ください。申請番号 53 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 11 件です。

11 件中 8 件は営農型太陽光発電設備のパネル部分の区分地上権を設定するための申請です。いずれも一時転用のための 5 条申請が同時に提出されておりますので、後ほど審議をしていただく際に併せて補足説明をしていただきます。

それでは、番号が前後いたしますが、区分地上権設定のための申請について一括して説明をします。申請番号は 54 番、55 番、56 番、57 番、58 番、59 番、60 番、61 番です。資料は議案書の 3 ページから 5 ページ及び図面は No. 4 から No. 9 です。54 番、58 番、60 番の区分地上権者は同一の法人で、に本社のある法人です。55 番、59 番、61 番の区分地上権者は同一の法人で、に本社のある法人です。56 番の区分地上権者は、にお住まいの個人です。57 番の区分地上権者は浜に本社のある法人です。54 番の申請地は、に位置する農地です。55 番の申請地は、に位置する農地です。56 番の申請地は、に位置する農地です。57 番の申請地は、に位置する農地です。58 番の申請地は、に位置する農地です。59 番の申請地は、に位置する農地です。60 番の申請地は、に位置する農地です。61 番の申請地は、に位置する農地です。審査をしたところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。

戻りまして申請番号 50 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 50 番及び図面の No. 1 です。申請地はにある利用権設定されていた農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人はにお住まいの方で、5974 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については引き続き菊を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可

相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。譲受をされる方は、以前から利用権を設定してハウスを建ててあるような場所で、そこで何年か前からずっと耕作をされている方です。今回売買によって所有権を取得したということで特に問題ないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号 51 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 51 番及び図面の No. 2 です。申請地は [REDACTED] [REDACTED] にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で、2998 m²の農地を世帯 4 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはサツマイモを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。小原委員、補足説明をお願いします。

小原委員

柴田推進委員と 2 人で現地調査しました。申請地が草刈りはされていないですけど、農地として耕作できるようなところで判断いたしました。現地ですけれどもトラクターやトラックが進入可能であるということで、この地図を見ていただけると分かると思いますけれども、隣接に家も建っており進入路としては問題ないと思います。自己所有の土地なんですけども、田畑とも耕作しており、管理されているものですから、この土地を今後も十分管理していくものと判断いたしました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 52 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 52 番、図面は戻りまして No. 1 です。申請地は [REDACTED] [REDACTED] にある農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で、14774 m²の農地を世帯 2 人で年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後については菊を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2

項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員 こちらでも先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。ここは以前相続で身内の方に分けた土地なんですが、受けた方が維持管理していくのが大変だということで本家の方に返されたという土地です。譲受人の方も近くに畑があるものですから、まあそういうことならやりますよということだったので、問題ないと思います。以上です。

事務局 以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第44号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は8件です。

申請番号36番について説明します。資料は議案書の7ページ、番号36番、図面は戻りましてNo.4および別添資料1です。賃借人は、3条の番号54番と同じ者です。この度、営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり[REDACTED]に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.63㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1,231㎡のうち支柱部分3.17㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が82株作付されており、まだ収穫

までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。知見を有する者の所見によると、2019 年 3 月に植付けをし、発育がうまくいかず、土側溝工事・石灰散布をしましたが、9 月に高濃度化成肥料過剰散布により枯れが大量に発生し、12 月に 38 本新しく植付けました。2022 年 12 月には、樹高 145 c m、幅 100 c m に成長しています。カミキリムシの被害により 2m まで成長したものが 5 本程度枯れてしまいました。2023 年はカミキリムシの被害の回復に力を使い、新しい殺虫剤に変更し、新たな被害はほぼありませんでした。2024 年 3 月には 10 本新たに植付けしました。計画に遅れは出ていますが、昨年、今年と非常に良く育っていて今後の成長も見込めるとのことです。今後も適正に消毒、剪定、除草を継続し、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

松井委員 先日、推進委員の池田さんと現地を見てきました。他の営農型の案件も含め、更新に問題はないと思います。

事 務 局 続きまして申請番号 37 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ、番号 37 番、図面は No. 4 および別添資料 2 です。賃借人は、3 条の番号 55 番の区分地上権者と同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270w、1.64 m² の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1,008 m² のうち支柱部分 3.36 m² の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 81 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 130 c m、幅 100 c m となっております。知見を有する者の所見によると 2019 年 2 月に榊の植付けをし、8 月に測定用の榊の枯れが発生し、9 月に植替えをしました。土壌の水捌けが

悪く、2020 年 1 月に土側溝工事、石灰散布を行い問題なく成長しましたが、高濃度化成肥料過剰散布により榊の枯れが見られ植替えを行い、その後は順調に発育していました。2022 年 9 月に雨が多かったことにより全体的に弱っていたため、2023 年 3 月に 40 本植付け、弱っているものは新しい苗に入れ替え、更に 2024 年 3 月に新たに 10 本植付けました。計画に遅れは出ていますが、昨年、今年と非常によく育っていて今後の成長も見込めるとのことです。今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

事 務 局

続きまして申請番号 38 番について説明します。資料は議案書の 8 ページ、番号 38 番、図面は No.5 および別添資料 3 です。賃借人は、3 条の番号 56 番の区分地上権者と同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270w、1.64 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1775 m²のうち支柱部分 3.36 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 84 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。知見を有する者の所見によると 2019 年 4 月に榊の植付けをしました。が、葉が少なく、樹高が伸びない為消毒を中心に発育状況を見ていきました。2020 年 12 月に測定用の榊が枯れてしまった為植替えを行いました。が、樹高の伸びが遅く、土壌改良を行っていたところ高濃度化成肥料過剰散布により榊の枯れが発生したため 81 本の植替えを行いました。2023 年 6 月に 18 本新たに植付けをし、現在は収穫にむけ順調に成長しているとのこと。今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと

から、更新について許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

事務局

続きまして申請番号 39 番について説明します。資料は議案書の 8 ページ、番号 39 番、図面は No. 6 および別添資料 4 です。賃借人は、3 条の番号 57 番の区分地上権者と同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.63 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1286 m²のうち支柱部分 3.30 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 82 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。知見を有する者の所見によると 2019 年 4 月に榊の植付けをし、土壌の水捌けが悪く 12 月に土側溝工事と石灰散布を行い土壌管理を継続していきました。2020 年 9 月に高濃度化成肥料過剰散布により榊の枯れが発生し、その後榊を 50 本植付けました。2021 年は一部水が溜まる箇所があり、数本枯れてしまった為 10 月にはその場所を避けて植付けを行いました。2022 年は新芽が出る前に 1m くらいに刈り込んで芽がたくさん出るように促しました。2023 年 6 月に空いている場所に 18 本植付け、更に 2024 年 4 月に 15 本新たに植付けをしました。計画に遅れは出ていますが、昨年、今年と非常によく育っていて今後の成長も見込めるとのことです。今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

今月 7 日に佐原推進委員と現地に行ってきました。山の一番高いところにあって、二方が傾斜の崖になっています。先ほどの土側溝を掘ったという話の中で、最終出口から既存の側溝に流れる部分が、今年の極端な大雨でだい

ぶ決れておりました。このままだと改修しても、今年のような極端な大雨が降るとまた決れるような可能性があるように見受けられましたので、どこかで抜本的な改善をした方がいいのかなというような個人的意見です。榊の樹生については、他の圃場とあまり差はありませんが、時期的にまだ今年は暑いもんですから、下草がだいぶ生えてきておるような感じで今後の管理に期待しております。以上です。

事 務 局

続きまして申請番号 40 番について説明します。資料は議案書の 9 ページ、番号 40 番、図面は No. 5 および別添資料 5 です。賃借人は、3 条の番号 58 番の区分地上権者と同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.63 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1003 m²のうち支柱部分 3.36 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 82 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。知見を有する者の所見によると 2019 年に榊の植付けをし、9 月に高濃度化成肥料過剰散布により榊の枯れが発生しました。2020 年 12 月に天地返しを行い、榊を 70 本植付け、更に 2023 年 6 月に 18 本、2024 年 3 月に 15 本新たに植付けました。計画に遅れは出ていますが、昨年今年と非常によく育っていて今後の成長も見込めるとのことです。今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。松井委員、補足説明をお願いします。

事 務 局

続きまして申請番号 41 番について説明します。資料は議案書の 10 ページ、番号 41 番、図面は No. 7 および別添資料 6 です。賃借人は、3 条の番号 59 番の区分地上権者と同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃

借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり  に位置する農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地955㎡のうち支柱部分3.80㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が79株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約150cm、幅100cmとなっております。知見を有する者の所見によると2019年2月に榊の植付けを行い、11月に部分的に土側溝工事を行いました。水捌けが悪く榊の成長が遅いため2020年11月に再度土側溝工事を行い、榊を25本植付けました。その後順調に成長し、2022年5月に10本追加で植付けましたが、9月の大雨の影響で弱ってしまったものあり、2023年3月、4月に70本追加で植付けました。11月に南側のかなりの範囲をイノシシに掘り起こされ20本程枯れてしまい、2024年3月に25本新たに植付けをしました。梅雨明け以降1か月半ほど雨が降らなかった為小さめのものが数本枯れてしまいましたが来年の春多めに補充し対応するとのこと。今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であること、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

昨日14日ですけれども鈴木推進委員と現地確認しました。この写真でもありますとおり、上段の西側の生育が良いところが正面に写って、これが全体的に広がっていればいいんですけど、説明してもらったとおり植え替えが多くて、生育にかなりばらつきがあるということで、元々水捌けが悪いかもしれないですけど、管理をしっかりやってもらえればなということで見てきました。以上です。

事務局

続きまして申請番号42番について説明します。資料は議案書の10ページ、番号42番、図面のNo.8及び別添資料7です。賃借人は、3条の番号60番と

同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [REDACTED] に位置し、宅地等に分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、一時転用の事業であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、1.63 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 998 m²のうち支柱部分 3.17 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 82 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。知見を有する者の所見によると 2019 年 4 月に植付けをし、2020 年 4 月に測定用の榊が枯れてしまい、植替えをしました。その後は順調に成長し、2021 年 12 月には樹高 150 cm 以上、幅 100 cm 以上になりました。2022 年 5 月に成長の良くないものを 15 本植替えをし、現在は収穫に向けて順調に成長しているとのことです。今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であることから、更新について許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員 先日、夏目推進委員と現地を見てまいりました。これ最初設置するとき住宅に囲まれたところだったので、結構周りの住宅の方からそんなのやってもらっちゃ困るという話があって、それで業者との折衷案を出して、それから問題ないとは思いますが、現状見た具合も、そういうことがあったからなのかかもしれませんが、圃場自体も除草剤とかちゃんとやってあって、他と比べると綺麗になっている状態だと見てきました。もちろん榊の成長を考えまして、植え替えたりあったりしましたが、大きいのはパネルの上部にあたるくらいに育っているものがありまして、川辺の割には成長は良いのかなと見てまいりました。そういう住民の方に配慮しているのかなという感じで見てきたので問題ないと思います。以上です。

事 務 局 続きまして申請番号 43 番について説明します。資料は議案書の 11 ページ、番号 43 番、図面の No. 9 及び別添資料 8 です。賃借人は、3 条の番号 61 番と

同じ者です。営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり[REDACTED]に位置する農地です。10ha以上の一団の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第1種農地の不許可の例外規定である一時転用の事業であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1360㎡のうち支柱部分3.29㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が76株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約150cm、幅100cmとなっております。知見を有する者の所見によると2019年2月に榊の植付けをし、2024年3月に10本新たに植付けました。他の圃場と比べて、特に問題なく成長しており、今後も消毒、剪定、除草を行い、収穫できるよう営農していく計画であることから、更新について許可相当と考えます。山本委員、補足説明をお願いします。

山本委員

11月8日に菅本委員と現地調査に行ってきました。写真を見てもわかるとおり、民家が近いところにあるように見えるんですが、実際[REDACTED]の地区なので、ミカン畑が今荒らしている状況の中で、家があるというような感じのところで、耕作状況におきましては、除草等々いろいろやっているというのが良く分かるので問題ないと思いました。以上です。

事務局

以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第45号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第46号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。申請番号11番について説明します。議案書の13ページ、番号11番、図面のNo.10、別添資料9をご覧ください。申請者は、岡崎にお住まいの忠内さんです。申請地は[REDACTED]にある農地で、現状は山林で非農地となった経緯は、平成11年4月30日被相続人が亡くなる前から耕作は殆どすること無く放置されていたため、とのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。河邊勝典委員、補足説明をお願いします。

河邊委員 鈴木推進委員と14日に現地確認しました。この写真手前道路際というんですかね、1mくらいは夏場にいつも草刈りをしている人がいるというようにここ何年か見てましたけど、この奥は本当に山林化になっているということで、鈴木推進委員も以前はここ畑だったよねということで以前はそういう状況だったと話されていましたが、さすがにここまで木が茂っちゃうとということとでこの証明のとおりで問題ないと思います。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第46号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第47号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書15ページをご覧ください。公告予定が11月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 3 筆、5716.00 m²全て新規であります。

以上で、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 47 号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書 17 ページをご覧ください。報告事項第 30 号について、農地法第 4 条第 1 項第 7 の規定による届出が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 19、20 ページをご覧ください。報告事項第 31 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 7 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 21 ページをご覧ください。報告事項第 32 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 3 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、12月16日（月）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

議長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会11月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後2時45分